



公益財団法人 全日本スキー連盟

SAJ一般会員

SAJ有資格者

SAJ競技者

の皆さまへ

2019/2020
シーズン用

スキー補償制度のご案内

サマー
シーズンスキー
(陸上スキー)
も補償の対象と
なります!

本補償制度は昭和51年に創立され、これまで多くの会員の皆さまにご加入いただき、大変ご好評いただいております。つきましては、本補償制度をご案内申し上げますので、ご検討のうえ是非ご加入くださいますようお願い申し上げます。

※一般会員、有資格者、スキー競技選手の各補償制度をご案内しています。

※本補償制度は公益財団法人全日本スキー連盟を保険契約者とし、全日本スキー連盟登録会員を加入者および被保険者(補償の対象となる方)とするスポーツ賠償責任保険(正式名称:スポーツ賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険)、スキー・スノーボード保険(正式名称:スキー・スケート賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険)、団体総合生活補償保険(MS&AD型)、スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険、動産総合保険、施設所有(管理)者賠償責任保険の団体契約です。なお全日本スキー連盟登録会員のうち一時会員の方は当制度にご加入できませんので、ご注意ください。

スキー補償制度加入申込締切日

2019年10月18日(金)

公益財団法人全日本スキー連盟事務局到着(必着)分まで(加盟団体締切)

保険期間(ご契約期間)

2019年11月1日 午後4時から

2020年11月1日 午後4時まで

上記申込締切を過ぎた「中途加入申込み」について

10月18日(金)以降に公益財団法人全日本スキー連盟事務局に到着する加入申込は「中途加入」となり、**いずれの補償制度も**全て下記の方法となります。

会員登録と同時に保険加入を行わず、後日保険のみの加入を行う場合も、10月18日(金)以降は、中途加入申込みとなります。

※なお、中途加入は2020年3月6日(金)締切です。したがって、3月6日(金)以降に加入ご希望の方は新年度募集での加入をご検討いただくこととなりますのでご注意ください。※10月19日から11月15日中途申込分は、12月1日始期となります。

加入用紙

別添の「加入申込票」に必要事項を記入してください。

※中途加入申込みは、公益財団法人全日本スキー連盟の「継続および新規会員登録表」ではできません。

加入申込票送付先

公益財団法人全日本スキー連盟(スキー補償制度担当・小林)へ
FAX(044-966-6345)または郵送ください。

保険料の払込方法

チラシ記載の「ご加入の手続きについて」に記載された「お振込先」へ払い込みください。

保険期間(ご契約期間)

加入申込票、保険料が到着(着金)した日に応じ、右記のとおりとなります。

12月以降加入スケジュール

| 加入申込票・ 保険料 到着(着金)日 | 保険期間(ご契約期間) | |
|--------------------------|-------------|--------------------|
| | 始 期 | 終 期 |
| 1日~15日 | 翌月 1日 午後4時 | 2020年11月1日 午後4時 |
| 16日~末日 ※12月は25日まで | 翌月15日 午後4時 | 同 上 |

インターネットへの掲載は不可

当パンフレットはSAJホームページ上に掲載されています。インターネット上に掲載する必要がある場合は、SAJホームページへのリンクを掲載するようお願いいたします。<http://www.ski-japan.or.jp/general/17140/>

スキー補償制度の特長

雪上の
スキー・スノーボード中の
事故以外にも
サマーシーズンスキーも
(陸上スキー)
補償します。



会員自身の
傷害(ケガ)にて
手術保険金が追加された
事でケガによる手術も
補償します。

会員の種別により、補償内容が異なりますので以下のページをご確認ください。

一般会員

SAJの 一般会員の方

(有資格者、競技会の
参加予定者の加入は
できません)

証券番号

SA13300693

▶ P.2

有資格者

SAJ 有資格者の方

※スキーまたはスノー
ボードの有資格者とは、
スキー指導者・スノー
ボード指導者・公認
スポーツ指導者制度
スキー指導者および競
技資格者をいいます。

証券番号

SA13300702

▶ P.3

SAJの パトロールの 有資格者の方

※パトロールの有資格者
とは、SAJ公認のスキ
ーパトロールをい
います。ただし、SAJ
加盟団体の認定者も
加入できます。(要認定
添付)

証券番号

SA13300711

▶ P.3

インストラクター

SAJの インストラクター の方スキー学校 教師を含む

※インストラクターにつ
いては下記チャート表
をご覧ください。

証券番号

SA13300727

▶ P.4

スキー競技者

SAJの 競技者の方

(中体連・高体連・学連、
団体、
マスターズ登録者
の方につきまして
もこちらを
ご選択ください)

証券番号

SA13300736

▶ P.5

有資格会員とインストラクターの違いについて

定期的もしくは、一定期間においてスキー・スノーボードの指導を行いますか？

いいえ

有資格プラン

はい

指導による対価を得ていますか？

いいえ

有資格プラン

はい

インストラクタープラン

※都道府県連が認める認定指導員は、一般会員でのご加入はできません。

※認定指導員の方がご加入される場合は、認定証を添付の上、有資格者パトロールもしくはインストラクターカテゴリーでご加入ください。

※定期的・一定期間とは、シーズンを通してシフトを組まれてスキー・スノーボードの指導を行っている場合をいいます。「単発的・数日のみ」人数不足で駆り出されたなどは該当しません。

<ご注意>

■保険料について

●スポーツ賠償責任保険、スキー・スノーボード保険および団体総合生活補償保険の保険料は、団体割引30%(被保険者総数10,000名以上)、団体総合生活補償保険は大口契約割引10%を適用して計算しております。

(スキー・スノーボード保険は、スキー・スケート傷害補償特約、雪上滑走スポーツ補償特約、陸上スキー追加補償特約および陸上滑走スポーツ追加補償特約セット)

■スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険について

●団体管理下の事故には、合宿宿舎内の事故や移動中の交通乗用具搭乗中の事故は含まれません。

●団体管理下の団体とは、公益財団法人全日本スキー連盟、同加盟団体および同所属団体をいいます。団体単位で構成員全員の方にお申し込みいただけます。

一般会員の方

■保険金をお支払いする主な事故例

- スキー（またはスノーボード）で滑走中に転倒して骨折した。
 - スキーをしているとき他人と衝突してケガをさせた。
 - レストハウス前に置いてあったスキー板が盗まれた。
- など

■補償内容

| | | |
|-------------|---------------------------|--|
| 法律上の損害賠償責任 | ①賠償責任保険金額 (免責金額0円) | 支払限度額 1回の事故につき 5,000万円 |
| 会員自身の傷害(ケガ) | ②死亡・後遺障害保険金額 | 400万円 |
| | ②入院保険金日額 | 4,000円 |
| | ②手術保険金 | 入院中の手術 4万円 入院中以外の手術 2万円 |
| | ②通院保険金日額 | 2,000円 |
| 会員自身の用品損害 | ③用品損害保険金額 (免責金額3,000円) | 用品損害 保険金額 15万円 |

■保険料

| スキーのみの補償 | スキー・スノーボード補償 |
|---------------|----------------|
| 5,500円 | 10,100円 |

■保険料の手続き方法

保険料は、会員登録の際に、登録料等とあわせて払い込みください。

■保険金をお支払いする場合

①②**スキー・スノーボード保険**:日本国内においてスキー（またはスノーボード）の目的をもって住居を出発してから帰着するまでの偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物（他人から借りたり預かった物は除きます。）を壊したことにより、法律上の損害賠償を負った場合や急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをした場合に各保険金をお支払いします。

③**動産総合保険**:日本国内においてスキー用品（またはスノーボード用品）が、**盗難**（ただしストックの盗難についてはスキー板と同時に生じた場合に限り）にあった場合**火災**によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

※スキー（スノーボード）用品とは、スキー板・スノーボード（ビンディング等付属品を含みます。）、ストック、スキー・スノーボード用に設計されたその他の物および被服類をいいます。

- ※1. **本補償制度における「スキー」(雪上)の定義**:スキーの板を用いて雪(人工雪を含みます。)上で行うスポーツをいいます。
- ※2. **本補償制度における「スノーボード」(雪上)の定義**:スノーボード用に設計されたボードを使用し、雪(人工雪を含みます。)上を動力を用いずに滑走することを主な目的とするスポーツをいいます。そり(類似するものを含みます)、ポプスレーおよびリュージュを除きます。
- ※3. **本補償制度における「陸上スキー」(スキーのみ補償)の定義**:グラススキー、ローラースキー等、そのスポーツ用に設計された板、キャタピラまたはローラー(材質を問いません。)を使用し、雪上以外の芝(人工芝を含みます。)、砂・ピーズ・ブラシ・マット状等のそのスポーツ用に設定された斜面および平面上を動力を用いずに滑走することを主な目的とするスポーツをいいます。
- ※4. **本補償制度における「陸上スキー」(スキー・ボード補償)の定義**:グラススキー、ローラースキー、マウンテンボード等、そのスポーツ用に設計された板またはボード、キャタピラおよびローラー(材質を問いません。)を使用し、雪上以外の芝(人工芝を含みます。)、砂・ピーズ・ブラシ・マット状等のそのスポーツ用に設定された斜面および平面上を動力を用いずに滑走することを主な目的とするスポーツをいいます。ただし、そり(そりに類似するものを含みます)を除きます。

有資格者の方

■保険金をお支払いする主な事故例

- スキー（またはスノーボード）で滑走中に転倒して骨折した。
 - スキーをしているとき他人と衝突してケガをさせた。
 - パトロール活動従事中、誤って一般のスキーヤーにケガをさせた。
- など

■補償内容

| | | 有資格者／パトロール有資格者 |
|-----------------|---------------------------|--|
| 法律上の 損害賠償責任 | ①②賠償責任保険金額 (免責金額0円) | 支払限度額 1回の事故につき 2.5億円 (スポーツ賠償責任保険:2億円 + スキー・スノーボード保険:5,000万円) |
| 会員自身の 傷害(ケガ) | ②死亡・後遺障害保険金額 | 400万円 |
| | ②入院保険金日額 | 4,000円 |
| | ②手術保険金 | 入院中の手術 4万円 入院中以外の手術 2万円 |
| | ②通院保険金日額 | 2,000円 |
| 会員自身の 用品損害 | ③用品損害保険金額 (免責金額3,000円) | 用品損害保険金額 15万円 |

■保険料

| スキーのみの補償 | スキー・スノーボード補償 |
|---------------|----------------|
| 7,800円 | 11,800円 |

スポーツ賠償責任保険のみのご加入も可能です。

| | | | |
|-----------------|-----------------------|----------------------------|-------------------|
| 法律上の 損害賠償責任 | ①賠償責任保険金額 (免責金額0円) | 支払限度額 1事故につき 2億円 | 保険料 2,000円 |
| 会員自身の 傷害(ケガ) | ④死亡・後遺障害保険金額 | 234万円 | |

パトロール有資格者の方は、この補償にもご加入いただけます。

| | | | |
|---------------|-----------------------|---|-------------------|
| パトロール 賠償責任 | ⑤賠償責任保険金額 (免責金額0円) | 支払限度額 1事故につき (身体障害・財物損壊共通) 2億円 | 保険料 2,000円 |
| | ④死亡・後遺障害保険金額 | 167万円 | |

上記プランに合わせてご加入いただけます

■保険料の手続き方法 保険料は、会員登録の際に、登録料等とあわせて払い込みください。

■保険金をお支払いする場合

①**スポーツ賠償責任保険**:日本国内外において、スキー(またはスノーボード)の練習・競技・指導中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物(他人から借りたり預かった物は除きます。)を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

②**スキー・スノーボード保険**:日本国内においてスキー(またはスノーボード)の目的をもって住居を出発してから帰着するまでの偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物(他人から借りたり預かった物は除きます。)を壊したことにより、法律上の損害賠償を負った場合や急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをした場合に各保険金をお支払いします。

③**動産総合保険**:日本国内においてスキー用品(またはスノーボード用品)が、**盗難**(ただしストックの盗難についてはスキー板と同時に生じた場合に限り)にあった場合**火災**によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

※スキー(スノーボード)用品とは、スキー板・スノーボード(ビンディング等付属品を含みます。)、ストック、スキー・スノーボード用に設計されたその他の物および被服類をいいます。

④**団体総合生活補償保険(傷害後遺障害等級第1~7等級限定補償特約セット)**:日本国内外において、日常生活中や仕事中等に急激かつ偶然な外来の事故により、ケガにより死亡または後遺障害が発生した場合(保険金支払割合が42%以上となる場合)に保険金をお支払します。

⑤**施設所有(管理)者賠償責任保険**:日本国内のスキー場において、ユニフォームを着用して行うパトロール活動に起因する偶然な事故により、他人に身体障害を発生させたこと、または他人の財物(他人から借りたり預かったりした財物は除きます。)を損壊させたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いします。

インストラクター及びスキー学校教師の方

■保険金をお支払いする主な事故例

- スキー（またはスノーボード）で滑走中に転倒して骨折した。
 - スキーをしているとき他人と衝突してケガをさせた。
 - スキー（またはスノーボード）の指導中、誤って一般のスキーヤーにケガをさせた。
- など

■補償内容

| | | |
|-------------|---------------------------|--|
| 法律上の損害賠償責任 | ①②賠償責任保険金額 (免責金額0円) | 支払限度額 1事故につき 2.5億円 (スポーツ賠償責任保険:2億円 + スキー・スノーボード保険:5,000万円) |
| 会員自身の傷害(ケガ) | ②死亡・後遺障害保険金額 | 400万円 |
| | ②入院保険金日額 | 4,000円 |
| | ②手術保険金 | 入院中の手術 4万円 入院中以外の手術 2万円 |
| | ②通院保険金日額 | 2,000円 |
| 会員自身の用品損害 | ③用品損害保険金額 (免責金額3,000円) | 用品損害 保険金額 15万円 |

■保険料

| スキーのみの補償 | スキー・スノーボード補償 |
|----------------|----------------|
| 12,000円 | 29,500円 |

■保険料の手続き方法

保険料は、会員登録の際に、登録料等とあわせて払い込みください。

■保険金をお支払いする場合

①**スポーツ賠償責任保険**:日本国内外において、スキー（またはスノーボード）の練習・競技・指導中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物（他人から借りたり預かった物は除きます。）を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

②**スキー・スノーボード保険**:日本国内においてスキー（またはスノーボード）の目的をもって住居を出発してから帰着するまでの偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物（他人から借りたり預かった物は除きます。）を壊したことにより、法律上の損害賠償を負った場合や急激かつ偶然的な外来の事故により、ケガをした場合に各保険金をお支払いします。

③**動産総合保険**:日本国内においてスキー用品（またはスノーボード用品）が、**盗難**（ただしストックの盗難についてはスキー板と同時に生じた場合に限りません。）にあった場合**火災**によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

※スキー（スノーボード）用品とは、スキー板・スノーボード（ビンディング等付属品を含みます。）、ストック、スキー・スノーボード用に設計されたその他の物および被服類をいいます。

スキー競技者の方

■保険金をお支払いする主な事故例

- スキー(またはスノーボード)で滑走中に転倒して骨折した。
- 競技会で模範滑走中、大会関係者にケガをさせた。
- 宿泊していたホテルが火災になりスキー板が焼失した。

※「スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険」の補償は、団体管理下中の競技中または練習中の事故によるケガに限り、**など**

■補償内容

| | | |
|-------------|---------------------------|--|
| 法律上の損害賠償責任 | ①②賠償責任保険金額 (免責金額0円) | 支払限度額 1事故につき 2.5億円 (スポーツ賠償責任保険:2億円 + スキー・スノーボード保険:5,000万円) |
| 会員自身の傷害(ケガ) | ②③死亡・後遺障害保険金額 | (スポーツ団体傷害保険:190万円 + スキー・スノーボード保険:400万円) 590万円 |
| | ②③入院保険金日額 | (スポーツ団体傷害保険:1,500円 + スキー・スノーボード保険:4,000円) 5,500円 |
| | ②③手術保険金 | 入院中の手術 5.5万円 入院中以外の手術 2.75万円 |
| | ②③通院保険金日額 | (スポーツ団体傷害保険:1,500円 + スキー・スノーボード保険:2,000円) 3,500円 |
| 会員自身の用品損害 | ④用品損害保険金額 (免責金額3,000円) | 用品損害 保険金額 15万円 |

■保険料

| スキーのみの補償 | | スキー・スノーボード補償 | |
|----------|----------------|--------------|----------------|
| アマチュア | 9,500円 | アマチュア | 14,700円 |
| プロ | 16,600円 | プロ | 34,000円 |

<アマチュア>小中高大学生及びマスターズ登録の方

<プロ>スキー、スノーボードの指導または競技を職業または職務とする方、及びその目的のため企業に雇用されている方

■保険料の手続き方法 「ご加入の手続について」に基づき、お手続きをお願いします。

■保険金をお支払いする場合

①**スポーツ賠償責任保険**:日本国内外において、スキー(またはスノーボード)の練習・競技・指導中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物(他人から借りたり預かった物は除きます。)を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

②**スキー・スノーボード保険**:日本国内においてスキー(またはスノーボード)の目的をもって住居を出発してから帰着するまでの偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物(他人から借りたり預かった物は除きます。)を壊したことにより、法律上の損害賠償を負った場合や急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをした場合に各保険金をお支払いします。

③**スポーツ団体傷害保険特約、天災危険補償特約セット普通傷害保険**:日本国内において、雪上に限らず団体管理下でスキー(またはスノーボード)の競技中および練習中(指導中は除きます。)に、急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをした場合に保険金をお支払いします。

※スキー(スノーボード)用品とは、スキー板・スノーボード(ビンディング等付属品を含みます。)、ストック、スキー・スノーボード用に設計されたその他の物および被服類をいいます。

④**動産総合保険**:日本国内においてスキー用品(またはスノーボード用品)が、**盗難**(ただしストックの盗難についてはスキー板と同時に生じた場合に限り)にあった場合**火災**によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

加入者証について

1 一般会員補償制度

または有資格補償制度をお申し込みの方

- S A J 会員証が加入者証を兼ねています。会員証の中間に、引受保険会社名(あいおいニッセイ同和損保)と証券番号および事故の際の連絡先(0120-985-024)・保険期間・補償制度加入区分等が印字されています。常に携行されるS A J 会員には便利です。(加入申込票で加入手続をした場合は、下記2の対応となります。)

2 スキー競技選手補償制度

および中途加入でお申し込みいただいた方

(上記1の方が加入申込票で手続をした場合を含みます。)

- 別途『加入者証』を送付させていただきます。加入者証が届かない場合は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。始期日の月末以降順次発送させていただきます。
- 加入者証発行後の修正および修正による再発行はできません。

万一事故が発生した場合

- 賠償損害、用品の損害に関わる事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店もしくは引受保険会社までご連絡ください。また、傷害に関わる事故が発生した場合には、事故の発生日から30日以内に取扱代理店もしくは引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- スポーツ賠償責任保険とスキー・スノーボード保険においては、日本国内で発生した賠償事故について、示談交渉サービス※がご利用になれます。
※示談交渉サービスとは引受保険会社が引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです(日本国内で発生した賠償事故に限ります)。
- 保険金のご請求にあたっては、引受保険会社所定の書類を提出していただきますので、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。
- この保険契約と補償範囲が重なる他の保険契約等がある場合には、「会員自身の傷害」に対する保険金を除き、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 損害保険会社等の間では、傷害事故について保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いないことになっております。ご不明の点は、引受保険会社までお問い合わせください。(具体的には事故発生の場合に、損害保険の種類、受傷者名、事故発生日、取扱損害保険会社等の項目について確認しています。)

ご注意ください事項

- 本補償制度の普通保険約款・特約集および保険証券は、保険契約者(公益財団法人全日本スキー連盟)に交付されます。
※普通保険約款・特約集は種目により冊子名称が異なりますのでご注意ください。
- 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。
- 補償重複** マークがある特約をセットされる場合のご注意
補償重複 マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。
- クーリングオフについて(ご契約お申し込みの撤回等について)**
●この保険は、クーリングオフの対象外となります。
- 契約締結後における留意事項(通知義務等)**
●加入申込後に加入者証に記載の事項に変更等が発生した場合には、ただちに取扱代理店にご連絡ください。
※スポーツ賠償責任保険、スキー・スノーボード保険、団体総合生活補償保険(MS&AD型)、スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険については各々の「重要事項のご説明」をご覧ください。
- 満期返れい金・契約者配当金**
●この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 解約返れい金の有無**
●被保険者がスキー・スノーボードの事故以外での死亡等の理由でご契約を解約される場合は、ご契約の取扱代理店にご連絡ください。解約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料が返還となる場合があります。
- 保険会社破綻時の取扱い等**
●引受保険会社が経営破綻した場合など業務または財産の状況が変化したときには、保険金、解約返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。
●引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
●スポーツ団傷と団総(MS&AD型)は経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、経営破綻後3か月以内に発生した保険事故にかかる保険金は100%補償されます。
●スポーツ団傷と団総(MS&AD型)以外は、保険契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご加入申込時における注意事項(告知義務)】

※印の項目については、ご加入時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。故意や重大な過失より、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。また、住所・氏名・性別・生年月日、他の保険契約等(補償内容が同一の他の保険契約等)の有無について、よくご確認のうえ記載ください。

※バックカントリーをメインにスキー(またはスノーボード)を行う方は、本補償制度にご加入することはできません。

本保険契約に関する個人情報について、**引受保険会社が次の取扱いを行うこと**に同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

※このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは普通保険約款・特約集をご用意していますので取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、下記にお問合わせください。※普通保険約款・特約集は種目により冊子名称が異なりますのでご注意ください。

《お問い合わせ先》

【取扱代理店】 ABC(法人名:有限会社ラ・トゥール) 担当 小林 英記 〒215-0021 神奈川県川崎市麻生区上麻生2-25-7
TEL 044-959-2040 FAX 044-966-6345(平日/9時30分~16時)

【引受保険会社】 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業第一課 〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19
TEL 03-6734-9608 FAX 03-6734-9609

事故が起こった際のご連絡先

あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター TEL:0120-985-024(無料)
※受付時間[24時間365日] ※おかけ間違いにご注意ください。※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。



スキー補償制度のご案内

2019/2020
シーズン用

スキー補償制度加入申込締切日

2019年10月18日(金)

公益財団法人全日本スキー連盟事務局到着(必着)分まで(加盟団体締切)

保険期間(ご契約期間)

2019年11月1日 午後4時から
2020年11月1日 午後4時まで

上記申込締切を過ぎた「中途加入申込み」について

10月18日(金)以降に公益財団法人全日本スキー連盟事務局に到着する加入申込は「中途加入」となり、**いずれの補償制度も**全て下記の方法となります。**会員登録と同時に保険加入を行わず、後日保険のみの加入を行う場合も、10月18日(金)以降は、中途加入申込みとなります。**
※なお、中途加入は2020年3月6日(金)締切です。したがって、3月6日(金)以降に加入ご希望の方は新年度募集での加入をご検討いただくこととなりますのでご注意ください。※10月19日から11月15日中途申込分は、12月1日始期となります。

加入用紙

別添の「加入申込票」に必要事項を記入してください。

※中途加入申込みは、公益財団法人全日本スキー連盟の「継続および新規会員登録表」ではできません。

加入申込票送付先

公益財団法人全日本スキー連盟(スキー補償制度担当・小林)へ
FAX(044-966-6345)または郵送ください。

保険料の払込方法

「ご加入の手続きについて」に記載された「お振込先」へ払い込みください。

保険期間(ご契約期間)

加入申込票、保険料が到着(着金)した日に応じ、右記のとおりとなります。

12月以降加入スケジュール

| 加入申込票・ 保険料 到着(着金)日 | 保険期間(ご契約期間) | |
|--------------------------|-------------|--------------------|
| | 始 期 | 終 期 |
| 1日~15日 | 翌月 1日 午後4時 | 2020年11月1日 午後4時 |
| 16日~末日 ※12月は25日まで | 翌月15日 午後4時 | 同 上 |

ご加入の手続きについて

●本補償制度は、公益財団法人全日本スキー連盟登録会員を被保険者とする団体契約です。

1 一般会員補償制度または有資格者補償制度をお申込みの方は、会員登録の際、「継続または新規会員登録表」内にある

- ・一般会員補償制度 ▶ 委託集金分の『一般会員』
- ・有資格者補償制度 ▶ 委託集金分の『有資格者』(パトロールを含む)

の該当欄に○印をつけていただき(下記参照)、所定の保険料を登録料等とあわせて払込みください。

2 スキー競技選手補償制度および中途加入でお申し込みの方は、別添の「加入申込票」に必要事項を記入のうえ、

公益財団法人全日本スキー連盟事務局

(スキー補償制度担当・小林)へFAX(044-966-6345)または郵送ください。保険料は、下記の「お振込先」へお振込みください。

3 加入申込票ご送付(郵送またはFAX)と保険料のお振込みが同時になされない場合、いずれか遅い方を持って申込時点とします。

加入申込票送付後、3日以内の入金をお願いします。

●加入申込票における加盟団体・地域・所属団体コードは必ずご記入ください。(未記入、不備があった場合は、受付できません)

必須項目が未記入の場合、受付ができませんのでご注意ください。

SAJ会員登録が完了されていない場合は、当補償制度の被保険者になれませんのでご注意ください。

※事故多発の場合、公平な制度運営の観点から、次年度のご加入をお断りさせていただく場合がございます。

スキー競技選手補償制度および中途加入の場合

■ 加入申込票の「郵送先」

〒215-0021 神奈川県川崎市麻生区上麻生2-25-7
公益財団法人全日本スキー連盟
(スキー補償制度担当・(有)ラ・トゥール 小林)
Faxでのお申し込みの場合 Fax:044-966-6345

■ 保険料の「お振込先」

有限会社 ラ・トゥール
みずほ銀行新百合ヶ丘支店(店番:393)
普通預金 1886184
※振込手数料はご負担願います。

Q&A

Q1.

加入者証(証券)はいつ届きますか。

A1.

パンフレットP.6に記載された「加入者証について」をご確認ください。

Q2.

証券番号を教えてください。

A2.

パンフレット P.1の会員カテゴリーをご覧ください。

Q3.

SAJ会員登録時に保険加入しませんでした。どのようにして中途加入できますか。

A3.

パンフレット表紙の中途加入申込みについて及び上記をご確認ください。

【取扱代理店】 ABC(法人名:有限会社ラ・トゥール) 担当 小林 英記 〒215-0021 神奈川県川崎市麻生区上麻生2-25-7
TEL 044-959-2040 FAX 044-966-6345 (平日/9時30分~16時)

【引受保険会社】 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業第一課 〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19
TEL 03-6734-9608 FAX 03-6734-9609